

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第11号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年香川県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(条例別表第1の規則で定める事務等)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付その他の必要な援助（以下「補助金の交付等」という。）に係る事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。次条から第6条までにおいて「令」という。）第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p><u>第4条 条例別表第1の2の2の項の規則で定める事務は、難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療に要した費用の支給（第12条において「医療費の支給」という。）に関する事務であって令第71条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</u></p> <p>第5条～第9条 略</p> <p>(条例別表第2の規則で定める情報)</p> <p>第10条・第11条 略</p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務等)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付その他の必要な援助（以下「補助金の交付等」という。）に係る事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。次条から第5条までにおいて「令」という。）第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条～第8条 略</p> <p>(条例別表第2の規則で定める情報)</p> <p>第9条・第10条 略</p>

第12条 条例別表第2の2の2の項の規則で定める情報は、当該医療費の支給に係る患者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第13条 条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。ただし、第5条に規定する事務のうち令第22条第1号、第7号又は第9号に掲げる事務に準じて行う事務にあつては、第1号及び第2号に掲げる情報に限る。

(1)～(4) 略

第14条 略

(条例別表第3の規則で定める情報)

第15条 略

第16条 条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、令第19条第1号イに規定する要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次条及び第18条において同じ。）に関する情報とする。

第17条～第19条 略

第11条 条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。ただし、第4条に規定する事務のうち令第22条第1号、第6号又は第8号に掲げる事務に準じて行う事務にあつては、第1号及び第2号に掲げる情報に限る。

(1)～(4) 略

第12条 略

(条例別表第3の規則で定める情報)

第13条 略

第14条 条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、令第19条第1号イに規定する要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次条及び第16条において同じ。）に関する情報とする。

第15条～第17条 略

第2

改正後

改正前

(条例別表第2の規則で定める情報)

第10条 略

第11条 条例別表第2の2の項の規則で定める情報は、外国人であつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。）第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る同号に掲げる情報に準ずる情報とする。

(条例別表第2の規則で定める情報)

第10条 略

第11条 条例別表第2の2の項の規則で定める情報は、外国人であつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。）第19条第1号イに規定する要保護者等に準ずる者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る令第19条第1号に掲げる情報に準ずる情報とする。

(条例別表第3の規則で定める情報)

第15条 略

第16条 条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、令第19条第1号に規定する要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次条及び第18条において同じ。）に関する情報とする。

第17条 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る令第19条第1号ツ及びネに掲げる情報に準ずる情報並びに特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

第18条 条例別表第3の4の項の規則で定める情報は、令第44条第1号に規定する要支援者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

(条例別表第3の規則で定める情報)

第15条 略

第16条 条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、令第19条第1号イに規定する要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次条及び第18条において同じ。）に関する情報とする。

第17条 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る令第19条第1号ソ及びツに掲げる情報に準ずる情報並びに特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

第18条 条例別表第3の4の項の規則で定める情報は、令第44条第1号イに規定する要支援者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成29年5月30日から施行する。